

○あさぎり町学校給食費条例施行規則

令和3年1月29日

教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、あさぎり町学校給食費条例(令和3年あさぎり町条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(学校給食の申込み)

第3条 保護者等は、学校給食の提供を受けるときは、あさぎり町学校給食申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。ただし、この規則の第7条に規定する口座振替の申込みを行う者は、その「預金口座振替申込書」をもって、これに代えることができるものとする。

(学校給食の実施日と基準回数)

第4条 学校給食を実施する日(以下「給食実施日」という。)は、学校給食実施基準(平成21年3月31日文部科学省告示第61号)(以下「給食実施基準」という。)第2条に基づき1週5日を原則とし、小学校、中学校ともに184回を基準回数とする。

(学校給食の実施校)

第5条 学校給食を実施する学校(以下「実施校」という。)は、以下のとおりとする。

- (1) あさぎり町立上小学校
- (2) あさぎり町立免田小学校
- (3) あさぎり町立岡原小学校
- (4) あさぎり町立須恵小学校

(5) あさぎり町立深田小学校

(6) あさぎり町立あさぎり中学校

(学校給食費の額)

第6条 条例第4条に規定する学校給食費の額は、別表1のとおりとする。

(学校給食費の納付方法)

第7条 学校給食費は、原則として口座振替の方法により毎月納付するものとする。その納付方法は、あさぎり町学校給食費の収納事務委託に関する規則(令和3年4月あさぎり町規則第6号)に基づく「収納代行委託者」に「預金口座振替依頼書」を申請して行うものとする。ただし、口座振替を希望しない場合は、学校給食費納付通知書により納付するものとする。その場合は、第3条に基づき、あさぎり町学校給食申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(学校給食費の納付期限)

第8条 条例第5条の規則で定める日は、4月から翌年2月までの毎月末日とする。

2 町長は、前項の規定する納付期限及び納付額(以下「納付期限等」という。)により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、納付期限等を別に定めることができる。

(学校給食費の調整事由)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費の額を調整することができる。

(1) 児童生徒及び教職員等が病気、事故その他の理由により連続して5日(学校休業日(あさぎり町立小・中学校管理運営規則(平成24年あさぎり町教委規則第4号)第4条の休業日及び第6条の規定により振り替えられた休業日をいう。)を除く。)以上の期間、学校給食の提供を受けない旨を事前にあさぎり町学校給食欠食届(様式第2号)により届け出たとき。

- (2) 児童生徒及び教職員等が年度の途中で転入により学校給食の提供を受け、又は転出により学校給食の提供を受けられなかったとき。
- (3) 感染症防止対策により臨時に実施校が休業を実施したとき又は自然災害等その他の理由により緊急に学校給食の実施を実施校の校長が取りやめた場合
- (4) 児童生徒及び教職員等が「学校行事」への参加において、学校給食の提供を受けなかった場合
- (5) 児童生徒及び教職員等にあつては、食物アレルギーやその他の理由により、学校給食の全部若しくは一部を、「学校生活管理指導表」又は、「医師の診断書」等をもって、あさぎり町学校給食一部停止等願(様式第3号)に添付して町長に提出したとき。
- (6) その他、学校給食の提供を受ける者に、やむを得ない事情があると町長が認めたとき。

(調整する期間の起算及び満了)

第10条 学校給食費の調整に伴う期間の起算及び満了に関しては、民法(明治29年法律第89号)第140条、第141条及び第143条の解釈を準用する。

(学校給食費の還付充当)

第11条 町長は、納付された学校給食費に過納付又は誤納付がある場合(以下「過誤納」という。)は、その過誤納額を当該過誤納した保護者等の未納の学校給食費に充当することができる。

2 町長は、前項に規定する充当を行わない場合には、当該過誤納額及びこの規則の第9条に該当する保護者等へ還付するものとする。

3 前項の規定によって還付がある場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の5の規定に準じ、翌年度の5月31日までに還付する。

(督促等)

第12条 保護者等は、第8条に規定する納付期限までに学校給食費を納付しな

いときは、町長は、納期限の翌日から起算して20日以内に、当該保護者等に対して学校給食費督促状により督促を行うものとする。

2 前項の督促を行った場合において、保護者等がなお学校給食費を納付しないときは、町長は、督促状の納期限の翌日から起算して2箇月以内に、当該保護者等に対して学校給食費催告書により催告を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、学校給食費の滞納に対して執るべき措置については、あさぎり町債権管理条例(平成27年あさぎり町条例第1号)の定めるところによる。

(学校給食費の免除)

第13条 条例第6条第2号の規定による学校給食費の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 保護者等が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)」に該当する自然災害等により被災し、町より「罹災証明書」の発行を受けた場合

(2) あさぎり町就学援助実施要綱(平成23年教委告示第5号)第6条の援助の決定を受け、学校給食費の現物給付を受けている保護者等以外の保護者等で、児童生徒を養育できない環境に至った場合であって、町長が特に必要があると認めた場合

2 前項の規定により学校給食費の免除を受けようとする保護者等は、あさぎり町学校給食費免除申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請書が提出された場合は、その内容を審査し、免除の可否をあさぎり町学校給食費免除決定(不承認)通知書(様式第5号)により、保護者等に通知するものとする。

4 学校給食費の免除の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項第1号の規定に該当する場合 申請月までの未納月を除き、申請

の翌月から11箇月とする。

(2) 第1項第2号の規定に該当する場合 その都度町長が定める。

(補足)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行に関し必要となる手続その他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別表1(第6条関係)

(月額及び年額/円)

属性	月額基準額	保護者等負担 月額	基準年額	保護者等負担 年額
小学校	3,950	3,800	43,450	41,800
中学校	4,650	4,500	51,150	49,500
小学校教職員 等	3,950	3,950	43,450	43,450
中学校教職員 等	4,650	4,650	51,150	51,150

(1食当たり単価/円)

属性	1食当たりの基準 額	1食当たり保護者負担額
小学校	236.14	227.17

中学校	277.99	269.02
小学校教職員等	236.14	
中学校教職員等	277.99	
一般	236.14	
臨時(小学校)	240	
臨時(中学校)	280	

※学校給食用牛乳を含む単価

様式第1号(第3条関係)

あさぎり町学校給食申込書

年 月 日

あさぎり町長 様

申込者 〒
 (保護者等) 住所 _____
 氏名 _____
 電話番号(_____)

学校給食の提供を受けたいので、あさぎり町学校給食費条例施行規則第3条の規定により、次のとおり申し込みます。

提 供 を 受 け る 児 童 生 徒	学校名	小学校 中学校	
	フリガナ 氏名		年 組
	フリガナ 氏名		年 組
	フリガナ 氏名		年 組
	住所	〒 _____	

- (注意) 1 この申込書による給食の提供は、本町の中学校を卒業されるまで継続します。
 2 小学校新入生の方は、年組の記入は不要です。
 3 食物アレルギーや、乳糖不耐症があるお子様は、別途、「学校生活管理指導表」又は「医師の診断書」の提出が必要です。
 4 学校給食費の納付は原則的には口座振替による納付ですが、滞納が3箇月以上続く方で以下の申出がある場合その処置となります。また、以下の申出がない方で、滞納による納付相談(指導)後も納付の意志が見られないときは、法的措置を執る場合があります。

児童手当及び特例給付にかかる学校給食費の徴収等に関する申出書

あさぎり町長 様

私は、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、あさぎり町長から支給を受ける児童手当等(児童手当及び特例給付をいう。以下同じ。)の額から、学校給食費について、当該児童手当等の支払期日をもって支払いに充てることを申出ます。なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、児童手当等から給食費の支払に充てるものとします。

年 月 日

児童手当等受給者

氏名 _____
 住所 _____

様式第2号(第9条関係)

あさぎり町学校給食欠食届

年 月 日

あさぎり町長 様

申込者 氏
(保護者等) 住所 _____
氏名 _____
電話番号() _____

あさぎり町学校給食費条例施行規則第9条第1号の規定により、次のとおり学校給食を欠食するので届け出ます。

学校名	小学校 中学校	
児童生徒名 フリガナ		年 組
欠食期間	年 月 日から 年 月 日まで ※連続して5日以上欠食する場合は対象となります。	
理由	<input type="checkbox"/> 傷病 <input type="checkbox"/> その他（具体的な理由を記入してください。）	

(注意)

- 1 この届出には、「医師の診断書」等の写しが必要です。事後に提出される場合は、事前に給食センターへ届け出てください。
- 2 ここでいう「医師の診断書」等とは、入院時の「診療計画書の写し」、退院時の「療養計画書の写し」や医療費の「領収書の写し」など入院期間がわかる書類のことをいいます。

様式第3号(第9条関係)

あさぎり町学校給食一部停止等願

年 月 日

あさぎり町長 様

申込者 氏
(保護者等) 住所 _____
氏名 _____
電話番号() _____

あさぎり町学校給食費条例施行規則第9条第5号の規定により、次のとおり学校給食の一部停止を願います。

学校名	小学校 中学校	
児童生徒名 フリガナ		年 組
教職員等名		
学校給食の一部 停止期間とその 品目	年 月 日から 年 月 日まで 停止する品目 ()	
理由	<input type="checkbox"/> 「学校生活管理指導表」による「食物アレルギー」があるため <input type="checkbox"/> 「乳糖不耐症」のため(医師の診断書有り) <input type="checkbox"/> その他()	

(注意)

- 1 この願いには、「学校生活管理指導表」又は「医師の診断書」の提出が別途必要です。事後に提出される場合は、事前に給食センターへ届け出てください。
- 2 この願いは毎年度、提出してください。「学校生活管理指導表」又は「医師の診断書」も同様です。
- 3 「食物アレルギー」の方で「代替食」を希望される場合は、この願いは必要ありません。別途、給食センター(栄養教諭等)と協議してください。

様式第4号(第13条関係)

あさぎり町学校給食費免除申請書

年 月 日

あさぎり町長 様

申込者 氏
(保護者等) 住所 _____
氏名 _____
電話番号() _____

あさぎり町学校給食費条例施行規則第13条第2項の規定により、次のとおり学校給食費の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

免除の決定を受けた後において、その理由が消滅したときは、直ちに申告することを誓います。

学校名	小学校 中学校	
フリガナ 児童生徒名		年 組
フリガナ 児童生徒名		年 組
フリガナ 児童生徒名		年 組
免除期間	年 月 日から 年 月 日まで	
理由	※具体的且つ、詳細に記載ください。	

様式第5号(第13条関係)

あさぎり町学校給食費免除決定(不承認)通知書

年 月 日

あさぎり町長 様

申込者 氏
(保護者等) 住所 _____
氏名 _____
電話番号(_____)

年 月 日付けで申請があった学校給食費の免除については、次のとおり決定しましたので、あさぎり町学校給食費条例施行規則第13条第3項の規定により通知します。

決定内容	可 ・ 否	
対象となる児童生徒名		
児童生徒名		年 組
児童生徒名		年 組
児童生徒名		年 組
免除期間	年 月 日から 年 月 日まで	
不承認の理由		

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にあさぎり町長に対して審査請求をすることが出来ます。(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、あさぎり町を被告として(訴訟においてあさぎり町を代表する者はあさぎり町長となります。)、決定の取消しの訴えを提起することが出来ます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第9条関係)

様式第3号(第9条関係)

様式第4号(第13条関係)

様式第5号(第13条関係)